



鳳来東部 地域協議会だより 第42号

地域活動交付金事業が決定しました！

6月18日(火)に第3回地域協議会を開催し、地域活動交付金事業採択審査会を行いました。審査の結果、申請された8団体すべての事業が採択されました。

地域活動交付金とは、地域の課題解決や地域の活性化のために、市民が主体的に取り組む活動に対して支援する交付金です。採択された事業が地域の課題解決、活性化につながることを期待したいと思います！

令和6年度鳳来東部地域自治区地域活動交付金事業採択審査結果(受付順)

	団体名	事業名	事業概要	交付決定額
1	かけはし農園	引地区多文化共生・地域 活性事業	近在の外国人(日本語学校コウブンで日本語を学ぶ留学生や技能実習生)と地域の人々が一体となって野菜を育てることを通じて多文化の共生や地域の活性化を目指す。また、八楽児童寮の子供たちと野菜作りで交流し(かけはし農園八楽)世代間の交流を深める。	295 千円
2	大野子ども安全 ネットワーク	安心・安全な地域づくり推 進事業	通学路3本(大野地区旧道)の啓発看板の設置を行う。また、活動に必要な資材、幟旗80枚・のぼり旗竿20本の更新を行う。	155 千円
3	特定非営利活動 法人 愛猫	森林と野生動物について 探知しよう!2024	鳳来東部地域においても、獣害被害が深刻化している。そのため、地域の基幹産業の一つであり、地域の環境を支える森林・林業への影響が懸念されている。被害対策のためには地域の理解が欠かせない。小学校を対象にした環境教育を実施し、野生動物の問題を知り、被害対策を考える場を設ける。	222 千円
4	大野こども園 保護者会	子育て支援事業	動物とのふれあいを通じて、園児に「思いやりの心」、「命を大切に作る心」を育む機会を作る。また、他の保護者等との交流の場になる。	118 千円
5	東陽スポーツ少 年団	東陽スポーツ少年団備品 整備事業	剣道教室で使用する防具(面・小手)を新調し、より安全な稽古の実現と生徒のモチベーション向上・技術向上を促進する。	260 千円
6	大野 SGG クラ ブ	多目的広場整備事業	幼老区民の健康にコミュニケーションの為、遊び場やスポーツ場として良好な環境を提供する。運動場南西箇所雨水が流れ集まり、土砂が流出するのを防ぐ目的で排水路を整備する。	300 千円
7	引地区	引地区内整備事業	引地区の北西に墓地があるが、そこへの道路傾斜が急になっている。高齢者が増えてきていて、上り下りに苦勞している人が増えている現状で、安全の為手摺を取り付ける。	300 千円
8	秋葉里山を守ろ う会	秋葉街道 花街道づくり ・真立川沿いの竹藪の伐採 工事 ・不っ田の七滝前の橋脚 修繕工事	花街道づくりのため、コスモス・菜の花等の景観植物を植栽するとともに、川沿いの竹藪を伐採し環境の保全を図る。また、大水で壊れた「不っ田の七滝」へ渡る橋の橋脚を修繕し、通行者の安全を図る。	300 千円
合 計				1,950 千円

裏面もご覧ください。

来年度（令和7年度）の地域自治区予算事業計画案を作成中です。

地域自治区予算とは、地域の課題解決や地域の活性化のために、市民の皆さんが市の予算の使い道を考え、市が実施する予算です。

地域の未解決の課題や地域自治区の課題、地域の活性化につながる事業、地域計画に基づいた事業などを、地域自治区予算分科会を中心に検討し、地域協議会で協議され、来年度に実施する事業計画案を作成していきます。

計画案は、9月中旬から下旬（予定）にかけて地域の方々へ周知を行い、意見をいただく期間を設けます。意見が提出された場合は、地域協議会の考え方を整理するとともに、必要に応じて計画に反映し、計画案が決定すると、市長に提出（建議）し、市議会に上程、審議され、議決されるとその予算は来年度実施されます。令和7年度の鳳来東部地域自治区の予算額は751万9千円です。

○こんな事業が対象になります

- ①地域の暮らしを守るための事業（定住対策、子ども園や小学校の整備・備品購入、鳥獣害対策など）
- ②地域の安心安全を促すための事業（地域防犯、自主防災、交通安全対策など）
- ③地域の伝統文化等を継承・活性化するための事業（歴史、伝統文化等の継承など）
- ④地域の活性化を図るための事業（人材育成、健康づくり、地域資源活用事業など）

×対象にならない事業もあります

- ①市に決定権のないもの
（国道、県道の改良・延伸・修繕、国・県が管理する施設等の改良・修繕等）
- ②全市的な計画に沿って決定すべきもの
（市の施設の設置、人事管理に影響を及ぼすもの等）
- ③国・県からの補助金、起債等により市が計画的に執行することが効率的であるもの
（道路整備、河川整備等）
- ④市の条例との整合性が図れないもの
（分担金条例等により受益者の負担が明確なもの）
- ⑤既に行政区長と市の間で確立している施策調整事項
（道路や河川、公園の整備、修繕等）
- ⑥地域自治区予算枠内で実施不可能なもの（基金の創設によるものは除く）

鳳来東部自治振興事務所の出張所開設日のお知らせ

令和5年度より自治振興事務所の職員が鳳来中央集会所に出張して勤務する出張所を開設しています。地域自治区内で勤務することで、より地域に密着した自治振興事務所を目指してまいります。

地域の困りごとなどの各種相談や、市役所への提出物の受理などを行いますので、お気軽にお立ち寄りください。

勤務場所：鳳来中央集会所1階管理人室

勤務日時：毎週金曜日の午前9時から正午まで（都合により勤務しないこともあります）

7月の開設日：5日、19日、26日

8月の開設日：2日、9日、16日、23日、30日

9月の開設日：6日、13日、20日、27日



鳳来東部地域自治区についての詳しい情報の検索方法は、こちら…\(^O^)/
パソコンでも… スマホでも… いつでも鳳来東部地区の最新情報を！

鳳来東部地域自治区

検索

